四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項第一号中「第三十二項第一号」を「第三十三項第一号」に改め、同項第二号中「第三十二項第二号」を「第三十三項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十一項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両で総務省令で定めるものとする。

附則第十一条に次の二項を加える。

48　法附則第十五条第四十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

49　法附則第十五条第五十項に規定する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第五十項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

附則第十二条第三項中「並びに第十五条の七第一項及び第二項並びに第十五条の八第四項第一号」に改め、同条第四十九項とし、同条第四十三項から第四十六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四十二項中「第二十五項各号」を「第二十七項各号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十一項を同条第四十三項とし、同条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十八項を同条第四十項とし、同条第三十七項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「第二十項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第二十項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第二十項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第二十項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条中第三十一項を第三十三項とし、第三十項を第三十二項とし、第二十九項を第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十四項から第二十六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十三項第一号中「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条中第二十二項を第二十四項とし、第十六項から第二十一項までを二項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の二項を加える。

16　法附則第十五条の八第四項各号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋（同項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）に代わるものと市町村長が認める家屋をいう。第一号及び第四号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　特例適用家屋のうち法附則第十五条の八第四項第一号に規定する政令で定める住宅であるもの（以下この項及び次項において「特定特例適用住宅」という。）（次号に規定する特定特例適用住宅を除く。）　次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　区分所有に係る特定特例適用住宅（区分所有に係る家屋である特定特例適用住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の特定特例適用住宅　当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、従前の家屋の床面積（当該従前の家屋が区分所有に係る家屋であるときは、法附則第十五条の八第四項に規定する移転補償金を受けた者が所有していた当該従前の家屋の専有部分の床面積。以下この項において同じ。）を当該特定特例適用住宅の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ　区分所有に係る特定特例適用住宅　当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る専有部分税額に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

二　特定特例適用住宅（法附則第十五条の八第四項第一号に規定する特定居住用部分（以下この号及び次号において「特定居住用部分」という。）以外の部分を有するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）のうち特定居住用部分　次に掲げる特定居住用部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る特定居住用部分　当該特定居住用部分に係る固定資産税額（当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、当該特定居住用部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ　区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部分　当該特定居住用部分に係る専有部分税額（当該専有部分に係る専有部分税額に、当該専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額